

社会福祉法人 清潮会 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第1種社会福祉事業

特別養護老人ホーム「三重の里」の設置経営

（2）第2種社会福祉事業

（イ）老人デイサービスセンター「ゆ～ゆ～ハウス」の設置経営

（ロ）老人居宅介護等事業

（ハ）老人短期入所事業「三重の里」

（二）老人デイサービスセンター「ほのぼのハウス」の設置経営

（ホ）身体障害者居宅介護等事業

（ヘ）知的障害者居宅介護等事業

（ト）高齢者生活福祉センター「生活支援ハウス三重の里」

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人清潮会という。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を長崎県長崎市桜山町1470番地に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に、評議員7名を置く。

（評議員の選任及び解任）